

船舶事故等調査報告書

平成23年4月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第4号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年12月18日 06時30分ごろ	
発生場所	広島県大崎上島町 中ノ鼻灯台から真方位160° 0.8海里付近 (概位 北緯34° 12.1′ 東経132° 55.6′)	
事故等調査の経過	平成23年1月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 押船 ^{みょうじん}明神丸、168トン 132282、内田建設株式会社</p> <p>B はしけ みょうじん、117.93m×20.0m×9.0m なし、内田建設株式会社</p>	
乗組員等に関する情報	甲板員、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	B船の船首船底に擦過傷	
事故等の経過	A船は、甲板員ほか6人が乗り組み、船首約4.0m、船尾約5.0mの喫水で、船首約4.2m、船尾約4.5mの喫水である空船のB船を押し、A船押船列を構成し、約5.6ノットの対地速力で大崎上島沖を自動操舵により南進中、単独で船橋当直中の甲板員が居眠りに陥り、平成22年12月18日06時30分ごろ、愛媛県今治市大下島北岸に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船押船列は、大崎上島沖を自動操舵により南進中、単独で船橋当直中の甲板員が居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過して大下島北岸に向けて航行し、大下島北岸に乗り揚げたものと考えられる。 甲板員は、睡眠不足と疲労が蓄積した状態であったこと、及び周囲に他船がいなかったことから気が緩んで居眠りに陥ったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、A船押船列が、大崎上島沖を自動操舵により南進中、単独で船橋当直中の甲板員が居眠りに陥ったため、変針予定場所を通過して大下島北岸に向けて航行し、大下島北岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	